

第二十二回 参議院商工委員会會議録第十一号

昭和三十年五月二十八日(土曜日)午前  
十時四十七分開会

出席者は左の通り。

委員長 吉野 信次君  
理事 古池 信三君  
山川 良一君  
三輪 貞治君

委員 上原 正吉君  
小野 義夫君  
深水 六郎君  
河野 謙三君  
栗山 良夫君  
藤田 進君  
小松 正雄君  
白川 一雄君  
石橋 湛山君

國務大臣 通商産業大臣 石橋 湛山君  
政府委員 通商産業 政務次官 島村 一郎君  
通商産業大 臣官房長 岩武 照彦君  
通商産業省 重工業局長 鈴木 義雄君  
通商産業省公 益事業局長 中島 征帆君  
事務局側 常任委員 林 誠一君  
会専門員 山本友太郎君  
常任委員 小田橋貞壽君  
会専門員 桑野 仁君  
常任委員 内田源兵衛君  
会専門員

説明員 通商産業省重工 業局車両課長 柳井 孟士君

本日の会議に付した案件  
○計量法等の一部を改正する法律案  
(内閣提出、衆議院送付)  
○自転車競技法等の臨時特例に關する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(吉野信次君) それではこれより委員会を開会いたします。まず計量法等の一部を改正する法律案、これを議題とします。何か御質疑ございませんか、この計量法等の一部を改正する法律案につ

て、計量行政についての基本的な考  
え方を伺っておきたいと思ひます。そ  
れはかつての度量衡法から発展をし  
て、計量法が制定されたときに若干  
話題になったことがありますが、わが  
國の度量衡関係の基本法としてはすべ  
てのものをこの計量法一本にまとめ  
る、そういうお考えで進んでおられ  
るのか、あるいはその他特別な便宜措置  
として、他に同じような法律がた  
まあります。そういうものを将来も  
残していくというお考えで進まれるの  
か、この辺の考え方を伺っておきま  
す。○政府委員(鈴木義雄君) この点は先  
の委員会でもお答え申し上げました  
が、現在計量法と電気測定法が別個の  
法律になっておる歴史がございますし  
て、また内容等も立て方において違つ

ております。これについては現在それ  
ぞれ今後の改正方について研究いたし  
ておる次第でございますが、できませ  
れば、これについても可能でありま  
すれば、これを統一的にする方向に  
持っていきたい、こういうふうな考  
え方で研究いたしております。  
○栗山良夫君 この問題については、  
電気測定法の方の直接関係責任者であ  
られる公益事業局長としてはどうい  
うお考えでございますか。

○政府委員(中島征帆君) 電気測定法  
につきましては現在古い法律がありま  
すが、電気測定問題が普通の計量と  
若干差り点もございまして、この前  
計量法制定のときには別個にそのま  
残されております。しかし電気測定法  
そのものにつきましても、最近の技術  
的な進歩等にかんがみまして相当内容  
に大きな変更を加える必要がござい  
ますので、目下検討中でございます。そ  
で両者一本にすべきか、あるいは別々  
でもよろしいかという問題につきま  
しては、電気測定法につきましても電  
気測定の方の立場から最も合理的な理  
想的な一応案を作ってみまして、そ  
うしてそれが計量法の体系の中にス  
ムーズに入り得るものであれば一本化  
しても一向差しつかえない。しかし、  
もしもいろいろの特長からいって非常  
に無理であるということになれば、お  
のづからまた別個の法律でいかなけれ  
ばならぬということになるかと思いま  
すが、その点は全然今のところ別でな  
ければならぬというふうにござりま

せん、とにかく電気測定法の改正を  
十分練りまして、また一方におきま  
しては計量法も根本的な改正を考  
えられておると思ひますが、その両案が  
できましたあとで、法律的にこれをどう  
いうふうに進めた方が一番いいかとい  
うふうに進めて研究していきたい、こ  
ういふふうにお考えしております。  
○栗山良夫君 電気測定法そのもの  
を、だいぶ古い法律なんで、これを新  
しい時代にマッチするように至急改正  
をしなければならぬというそのお考  
えは変つていないわけですか。  
○政府委員(中島征帆君) 目下そのつ  
もりで改正案を研究しております。  
○栗山良夫君 その改正案を一応研究  
されて、ある成案を得られるのは大体  
ごろになる見込みでございますか。  
○政府委員(中島征帆君) 今まで事務  
的な案が二、三できておりますが、こ  
れは主として公益事業局の方の案で  
ございまして、これにつきまして計量  
法関係の事務局、あるいは工業試験所  
といったような方面の意見を十分ま  
くみ入れまして案を作らなければなら  
ぬと思つております。その方面の技術  
陣関係の意見がまだ出ておりません。  
これが出ましたからまた協議をいた  
しまして内容をまとめるということに  
なりますと、まだ最終的な成案を得ま  
すのには数カ月を要するのじゃないか  
と考へております。

○栗山良夫君 数カ月といふとそ  
んなに遠い将来でもないもので、私ども  
がそれじゃ今の答弁から予測をいたし

ますといふと、早ければ三十一年度の  
通常国会くらいまでには提出の運びに  
なる、こういうふうにお考えでよろし  
ゅうございますか。  
○政府委員(中島征帆君) できればそ  
うしたい目標で進みます。  
○栗山良夫君 電気測定法の改正案に  
對する通商産業省内部の今までの研究  
の概要あるいはその問題点等につ  
いては、この電気事業の現状という電力白  
書にパラグラフを設けて書かれてお  
ります。私も大体は承知しております。  
承知しておりますが、この中には贊  
成、反対——通産省のたぐひを考へて  
おられる案というものを一つ想定され  
て、その案に對する各方面から見た贊  
成、反対の意見が中立的に大体述べら  
れておるわけですね、僕はいくら  
書き方で問題を提示せられておること  
については一応賛意を表するものです  
が、非常に重要な問題が入つておると  
思ひます。従つてこれを提案せられて  
結論を出される場合たぐひはその処理  
に當つてはどういうような機構でや  
つておられるか、その点を承わりたい。

○政府委員(中島征帆君) 現在の段階  
ではまだ公益事業局の担当のところ  
でやっておりますが、各試験所等の意見  
が一応出ましたならば関係の部局と協  
議いたしましたして成案を得たい、それ  
を最終的にまた一般の意見をどうい  
うふうに聞くかということについてはま  
だ案はございせんが、できるだけ各方  
面の意見を聞いた上で、十分検討を加  
えた上でやりたいと思ひます。



裏にいろいろな、極端に言うると不正な事実がなければ、僕はこういう大きな問題は出て来ないと思う。片っ方は二千四百万円の運営費がかかって、片っ方は一千四百万円の運営費がかかっておる、しかも充り上げは同じである。こういうことについて、でありますから、私はこの間通産省に、こういう運営費、純収入についての経理内容について通産省が検討されておるかどうか、こういうことを聞いたのですが、これは監督の責任は持つていないかもしれないけれども、少くともこれに對して、経理内容について目を通すくらいのこととは通産省しておるべきだと思ふのです。

○説明員(柳井孟士君) 開催経費が非常に大きく違つて参ります一番大きい原因は、競輪場を持つておられますところと、それから借りてやつておるところと、その一番違つてくるわけでありまして、持つておられますところは借り賃を払わなくて済むという事情が一つございまして、それからその次に大きく違つて参ります事情といたしましては、記念競輪、記念行事的な競輪が年に何回か行われております。たまたまこれをやりました場合に宣伝なども若干大がかりになりましたり、それから招待がありましたたり、そういう関係で變つてくる場合がある。この二つが一番大きい原因でございますが、しかし御指摘のように他の事情はあまり變らないのに開催経費にかなり開きがあるというふうなものもございまして、これらは詳細に調べましてなるべく開催経費を一律に切り詰めるように指導したいと思ひます。

○河野三君 そうしますと、今の川崎の場合と、神奈川県の競輪、すなわち花月園の場合とに一千万円の運営費に開きがあるということは、今あなたがおっしゃいますように競輪場を一方は借りておる、一方は自分で持つておる、そういうために出たところの一千万円の差額である、こういうことをあなたは言い切れますか。

○説明員(柳井孟士君) この一千万円びたりがそれになつておるかどうか検討しませんと何でございまして、それがおもな原因をなしておると見ておられます。

○河野三君 おもな原因と云つて、額にしてどのくらいですか、それは……それはあとで、じゃ御説明いただければよろしうございまして、時間の關係上、次にこの表によりまして、これだけ大きな大ばくちをやつて天下を騒がして害毒を流して、しかも自治体に入る収入というものはパーセンテージにして二%か三%、ひどいものになると赤字のところがある。金にして百万か二百万の金を、自治体のいろいろな福祉事業に使うためにわずかな百万か二百万の金を、収入を得るためにこれだけ天下を騒がして、そしてやつておる、こういうのが数字に出てるので、すが、一体こういうことになってこれらの非常に振わない競輪場、これらに對して何かお考えになつておられますか。

○政府委員(鈴木義雄君) いろいろこれは各地方の事情によりまして収益を上げておるところと、ないところといういろいろございまして、これはそれぞれいろいろものについてこれをどうするかというものは施行者自身が考えるべき問題と思ひますが、政府としては振

ない事業に對してこれを特にどうするかというふうなことは考へておられません。

○河野三君 これは非常に通産省としては無責任な話だと思ふのです。この表を見ますとですね、言葉を重ねますが、運営費をかせぐために、競輪当業者の月給をかせぐために、飯の種をかせぐために競輪をやつておるのである、自治体の地方財政に寄与する、寄与すると言いつながら、地方財政に寄与する面はほとんどないところが非常に多いやありませんか。事ここに至つた場合にそれらの各地について積極的

に政府が何らかの施策を講ずるのは当然の責任だと思ふのです。われわれはこの表を見るまで、少くともどんな少いところでも八百万や一千万といふものはその競輪主催地に大いに寄与している、臨時収入として寄与している、こういう前提でわれわれは考へておるのです。ところがこの表を見てみると、赤字のところ、わずかに二、三百万円の収入しかないところがたくさんあるやありませんか。しかもこれらのところの運営費は莫大な運営費がかかつておる。運営費をかせぐために競輪をやつておるのである、競輪の振興会の当業者を養うために競輪をやつておるのである、自治体の地方財政に寄与する点ばかりか、少いという点が非常に多いやありませんか。こういう点に對してどう考へるかというところをお伺いするのです。

○政府委員(鈴木義雄君) お話の点でございまして、いろいろその施行者によりまして差異がございまして、たとへば赤字を出してどうしてもこれは競輪というものをやつても損がいくとい

うふうなところは当業者が考へまして、場合によつてはやめておるところもございまして、それからまあこの表がある時期をとりましたもので、平均で出しておられますので、その時期によりましてはあるいは収益を上げ得るところもあると存じますし、そういうふうな個々の各地方の事情によつて施行者が十分考へてこれはやつておることと存するわけでございます。

○河野三君 当業者の考へ方によつてということ、私は非常に消極的だといふのです。振興会も含めて当業者です。形式上は施行者でありま

すけれども、實質的には振興会も含まれるわけですよ。ですからこれらの人は競輪をやることによつて運営費をかせげばいいんですよ。ところが一般に國民の期待するもの、特にその地方の競輪施行地の市民なり町民の期待するところは、それによつて学校を建ててもらいたい、それによつて道路を作ってもらいたい、住宅を建ててもらいたい、こういう期待があれだけの弊害のあるものをあえて黙認しているわけなんです。ところが学校も建たず、道路もできない、住宅も建たない、しかし競輪をやつておる、何の意味だといふことになるんじゃないやありませんか。これは当業者が当然考へるべきでありま

す。それらに關連しましてこういうふうな問題も十分審議会でこれは検討さしていただきたいと、こう考へます。

○河野三君 他の方の質問もあると思ひますから、私は最後に申し上げますが、競輪の根本的な存廢の問題はありま

す。後競輪を続けて行くにしても、今指摘したような場所につきましては競輪存廢の問題とは別に、その土地の事情によつてこれは私は一つの基準をきめて、その施行者に純収入がパーセンテージにして五%を下つた場合とか、八%を下つた場合はどうするかという私は基準があつてしかるべきだと、こう思ふのです。そうでもない、それらの土地は百害あつて一利ない競輪を続けるということになる。そういう一つの基準をお設けになるような考へありませんか。



ておりまして、大体その趣旨にのつりまして、地方におきましては競輪は土曜、日曜を中心として、三日―四日という制度をこの五月から実施し、また密集地の東京あるいは名古屋、大阪というところにおきましては、土曜、日曜を中心として、四日というのを六月から採用するということで、まず第一歩を実施しております。政府としては、さらにこういふふうな趣旨にかんがみて、十分善処したいと、こう考えております。

○委員長(吉野信次君) ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員(吉野信次君) 速記を始めて。○粟山良夫君 先ほどいただいた資料の中で一番おもしろいところについてお聞きいたします。開催経費支出明細書があります。この支出明細書の入件費、旅費、需要費、賞典費、雑費というものを各競輪場の内訳を見ますと、比率がずいぶんでこぼこがありまして、こういふふうな必要経費というものは、こぼこがなければいけないのですか。

○政府委員(鈴木義雄君) 実はこの表は取り急ぎましたため代表的なものをサンプルとしてお目につけたわけでございます。この一、二の例が、実を申し上げます。競輪場所有施行者とそうでないものと三つに分けて出しております。ほかに、同じものでも売上額によって、四千万円、あるいは六千万円、八千万円、二億五千万円というふうな段階を分けて、それぞれ違ったものをこらんにかけたわけでございます。

○粟山良夫君 そうですね。心組んで作られてはわかりませんが、私に質問申し上げているのは、たとえ

ば必要費というものがこういふ高い比率で必要なのかどうか、あるいは賞典費というものはこういふパーセンテージのものが必要なのか。もつとここのものを切り詰めることはできないのか、こういふことなすね。やはり今、先ほど河野委員からも質問がありました。競輪の自粛というものは、施行者なり、あるいは振興会なり、そういう内部組織における自粛要望というものが相当強いものだと思うのです。そういう意味から言えは、こういふ内部の冗費を節約するといふふうな、そういう指導というものはやはり必要ではないかというのを私は考えるものですから質問したので。

○政府委員(鈴木義雄君) 御指摘のように、いろいろ内容をこらんにするに、ここにありまして、いろいろな差異がございます。われわれとしても、これは指導したいと考えております。現に需要費等につきましては、この切詰め方については指導しております。

○粟山良夫君 その切り詰め方の指導というものは何ですか。何かの基準が設けられておいて、その基準によって指導されておられるわけですか。

○政府委員(鈴木義雄君) たとえて申し上げますと、需要費の中には、消費税とか、宣伝広告費とか、そういうふうなものを含んでおりますが、宣伝広告費のようなものは、できるだけ一つ切り詰めるようにというふうな指導しているわけですね。

○粟山良夫君 これは先ほど河野さんからも言われましたが、やはりそういう消極的なことでなくて、もつと積極

的に、こういふパーセンテージに押えろという、やはり比率でしぼるくらいのも強硬態度をとらなないと、私はちつとも自粛にならないと思うのですがね。たとえは前の一番上の表を見ても、先ほど質問がありましたように、A分のBが二の〇を切っておるところがあるかと思えば、一〇を切れるところもある。これはわずかに一〇だけですが、けれども、これは金額から言えは、大へんな金額なんで、こういふところに非難を受ける私はないと思う。開催日の事情によって若干の違いはあるだろうけれども、そこまで無理をしてやる必要はないと思えます。それから、それからこの点は、こういふ公けの機関の仕事なんですから、経理のやり方にして、支出のやり方にして、もつと厳正な基準をおいて、通産省は大へんいやな仕事でしよるけれども、これは強硬にやられる必要があると思うのです。非常にいい資料が出たので、私も拝見しながらびっくりしているのだ

が……。

○小松正雄君 はなはだ僻越でございます。この法案に対しては、私としてはいろいろ疑義がある。今日まで長い間にここまで発展してきたことが必ずしもよかつたか悪かつたかというところをいろいろ考えますと、悪い以外にないというふうな感じが私にはするわけであつて、しかも内容は、この資料を出されたのに対して先般各位からいろいろ御指摘されましたが、全くこの二年、たとえは一カ年になるかしらんが、延長をしたとしましてもよくなることにはならないのじゃないか。そういう意味から、今度の休会中にこ

の自転車競技に関する内容を一応調査をしていただきたこと、これを動議として提案いたしますから、みなさんに諮って下さい。(異議なし)と呼ぶ者あり)

○委員長(吉野信次君) 承知しました。

○河野謙三君 私先ほどから通産省にいろいろ注文ばかりつけましたが、まあ、鈴木さんを私は知っているもので、鈴木さんのような品のいい人が競輪とはあまりに肌が合わないと思うのだが……。(笑)とこで私が伺いたいのは、通産省にいろいろ監督指導を積極的にやっても、一体あなたの方局の中で競輪関係を担当している職員というものは何人くらいあつて、それから今どういふ仕事をしているのですか、それをもつと伺いたい。

○政府委員(鈴木義雄君) 私の方に車両課というものがございまして、それが競輪を担当しておりますが、直接競輪に関係しております職員は七人でございまして……。

○河野謙三君 その七人の方で、現在主としてやっておられる業務はどういうことですか。

○説明員(柳井孟士君) 主としてやっておりますことは振興会の、これはときによりまして御存じじよりのようにいろいろ問題が變つて参りますものですが、最近はずつと自転車振興会の監督でございます。自転車振興会の連合会がございまして、その下に三十五の単位の振興会がございまして、その監督に重点を置いております。それから一方地方公共団体の施行者の方は地方公共団体でございまして、それぞれに公共

団体としての監督機関を持つてその下でやっておられます関係上、比較的振興会に比べまして御指摘のように通産省の監督は手薄でございます。施行者に対しては一番現実に私どもがタッチしておりますのは日どりの調整でございます。日どりをきめるときに、数が現在非常に多くなつておりますが、なかなか話がまとまらない。それで妥協なところ落ちつくように指導してやるといふようなこと、それからいま一つは、これは法律上いろいろな手続が、開催をいたしますときには開催の届けが参ります。それが現在でございまして土曜、日曜を中心として開催し、平日は原則としてやるという建前で指導しておりますから、そういう取りきめに違反するものはないかと、一々六十三カ所の競輪場から出てくる開催届を検討しておるわけでございます。それでこれに触れるようなものがありますと、変えさせ指導をするというふうなことをいたして参ります。おもな点は事務的にはそのくらいでございます。

○河野謙三君 そうしますと、振興会の監督をしておられる振興会の経理内容等につきましては、もちろん今御説明のほかに経理内容の監督等もしておられるわけですね。同時に施行者について経理内容の監督は現在までは積極的に行っていない、これははしやうと、こういふことですね。

それから、もう一つですね、今のあなたのお仕事は局長の決裁ですか、それともこれは大臣決裁までいく問題もあるのですか。

○説明員(柳井孟士君) これは事の重要度によりまして、局長専決になつて





果しすために努力を払いますことは当然のことであろうと私は考えるのであります。

そこでその内容の問題であります。今日競輪の問題を扱いますというが、すぐに非常に赤字で悩んでおります。地方公共団体の財源等の問題にこれが言及せられまして、地方公共団体の財源が乏しいがために、競輪のありがらによつてこれを行わなければならぬという非常に強い結論が出て参りました。なかなか問題にならないのであります。しかし日本政府当局から提出せられた資料等を見まして、地方公共団体の財源に寄与しておられます額というものは、地方公共団体の全体の歳入からみますれば、そう大きな額であるとは言えないのであります。特に内容を調べてみまするといいます。一番赤字に悩んでおります貧困県におきましては競輪等による財政の寄与は非常に乏しいものがございます。まして、どちらかと申しますと富山県においてその利益を享受しておられるような実情にありますが、従つて地方財政の赤字克服の問題とは一応切り離してでも、この社会悪を改善するための一つの重要な問題点であるといえます。これは違つた観点からやはり問題を進めて行つてその解決をはかるべきであるという考えを私は持つておるのであります。と同時に、さらにこの法律案が二年の期限を付せられておりますが、私どもは、二年の期限が参りましたときにはぜひとも廃止をいたしたいという強い意思を持つておるのであります。しかし従来の経緯にかんがみまして、漫然と二年を経過いたしますときには、と

うてい廃止に至らないわけでありまして、自動的または期限の延長というものが行われるとみなければならぬのであります。そこで、この委員会におきましてこの法律案のいよいよ結論を出すわけでありまして、このときに委員会の意思をいたしまして、二年先にはこの法律を改めるものかあるいは廃止するものか、そういうことについての

はつきりした態度というものを求めたいと思つたのであります。しかしその態度は、二年の期限が迫りましたときに求めても、これは不可能なことであります。従つて政府当局に強く要請いたしまして、ただちに改廃することの諸般の検討を開始せられて、その次の通常国会、三十一年度の通常国会の会期中にこの改廃に対するところの政府としてのいろいろの調査、研究の結果といふものを、国会で明らかにされた上で、そうして国会においてその結論に基いて、国会がみずからとり得る態度といふものが表明できるようにせられたらという意思でございます。従いまして政府当局においては数年参議院の通商産業委員会、ただいまの商工委員会になりましてからも、熱心なその問題に取り組み、議論をいたしましたこともよく御承知の通りでありますから、それらのいろいろの意見を十分にそんたくせられまして、そうして当委員会の意思に合致いたしますような措置をとられることを強く要望申し上げておきたいと思つたのであります。

て指摘せざるを得ないのであります。と同時に、これが改善につきましては、政府に必要な措置を加へ、これに對して善処せられたらという強い意思を申し上げたいわけでありまして、この法律案をこの委員会で審議せられます過程におきましても、ただいまの競輪の運営のやり方が悪いからこれを健全化したいということがよく述べられました。しかし私は非常に極端な表現を試みて恐縮でございますが、競輪そのものは少くともその持つておる性格からいたしましてならば、これを健全化することはおそろく不可能である、もしこれを健全化いたして参り

まして射幸行為から漸次スポーツ化への方角へ持つて参りますならば、おそらく今日のような競輪に対する魅力といふものは失われまして、そして競輪が期待をいたして参ります車券の売上高といふものは非常に減少してしまふ、そして所期の目的は達せられなくなつてしまふということになると思つたのであります。従つて徹底した健全化といふことは行なわれなかつたと思つたが、しかし今競輪を廃止しようという一つの目的を持つておられます場合には、社会悪を少しもたためるためにも、相当強い態度をもつてやはり健全化を進めて行かなければならぬといふ。そして競輪といふものについての射幸的な魅力といふものを國民からなくして行く、そういう努力を政府当局はとるべきであり、そして二年たちまちしたころになりますれば、もはや射幸心を持つて競輪場へ足を運ぶ國民はなくなる。こういう態勢にしていたことが一番スムーズに問題を解決する道ではなからうかと考えるのであります。

す。特に健全化を求めますのは、車券を買ふ國民一般の心理の問題とは別に、競輪を運営いたします振興会に、施行者の内部におけるその健全化が最も必要であらうと私は考えます。従つて今日いただきました資料を見ましても、その車券の売り上げ金額が始末をせられておられます数字を見まするといふと、その振興会に交付せられておられます金額は一定でありませんが、その交付金の内容がどういう工合になつておるかというところについてはまだ調査を十分いたしておりません。これは小松君の御動議によりまして、競輪全体の問題を取り上げて調査を続行するように動議が出されてお

りますから、その機会に徹底的な取調べをいたしたいと思つたが、特に施行者の開催経費等におきまして、各開催地において著しい金額の開きがあります。またその経理の内容を見ましても非常に使途項目においてアンバランスがあるわけでありまして、これらのことはこのまま存置をいたしませんといふと、施行者なり、あるいは振興会等の内部において、とかく云々されておられるような金銭の浪費あるいはその他好ましくない事態が起きておるのではないかと懸念をさらたたくまじゅうせざるを得ないような数字になつておるわけでありまして、従つて健全に経営されておられる方々は大へん御迷惑であらうと思つた。その方々との調整をする意味においても、この決議案文において十二分につつ政府は運営並びに経理のやり方等においても措置をせられたらと思つた。それから政府当局の説明によりまして、行政指導によつてこれを行ひ得ると、こういう

工合におつしやつておりますが、おそらく今日までの経過から見ますと、行政指導によつて行ひ得る限界といふものは相当狭いものであらうと考へるのであります。従つて特に決議案において必要なる措置をとると申し上げましたことは、相当強い態度で監督に臨んでいただきたいのであります。その監督に臨むための必要な措置をおとり願ひたいということでありまして、もし、そのために法律の改正等の必要があるということでありますれば、われわれはそれに協力をいたすことはやぶさかでないわけでありまして、従いまして、さうに理解願ひたいと思つた。

以上で大体要旨は終つたわけでありまして、最後に私は第一点のところにおいて申し落した点があるので、付け加えておきます。とにかく競輪が始められたから、今日までの間いろいろの問題がございましたが、とにかくこれに關係された多くの人々が、熱心にその振興のため努力されてきたことについては、これを認めなければならぬと思つたわけでありまして、選手諸君、あるいは振興会の諸君、さらに施行者の諸君の努力というものを、これをむげに退けるというわけには参らぬと思つた。従つて二年先に競輪の根本的な改革を目ざして結論を出されるように求めたわけでありまして、そのときには競輪の選手をはじめ、関係者諸君の身の振り方につきましては、これは十二分なる配慮を行はるべきであると思つた。また、自転車の競技法が、日本の自転車の産業的な育成のために設けられたことも、これは大きな目的でありますから、従つ

て自転車産業の振興につきましては、政府は格段の別途の措置を講ぜられることが必要であらうと思つたわけであります。

通産大臣がお見えになつておられますからお聞きをいたしておるわけでありましたが、どうかたゞいま申し上げましたような決議案を提案をいたしまして、その提案の趣旨を申し述べたわけでありますから、政府の責任者として善処をせられるように強く要請をいたしておきたいと思つております。

○委員長(吉野信次君) ほかに御発言もございませぬければ、討論は終結したものと認めてよろしゅうございませぬか。

「異議なし」と呼ぶ者あり  
○委員長(吉野信次君) 御異議ないと認めますから、これより本案の採決に入ります。

自転車競技法等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案、これを問題に供します。本案を衆議院送付案通り可決することに御賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○委員長(吉野信次君) 全会一致、可決確定することにいたしました。

なお慣例によりまして本会議の報告書、それから議長への報告書、その内容、それを委員長におまかせを願いたいと思つております。

それから本案に御賛成の方の署名もよろしくお願いいたします。

多数意見者署名

- 古池 信三 山川 良一
- 三輪 貞治 上原 正吉
- 小野 義夫 深水 六郎

昭和三十年六月二日印刷

昭和三十年六月三日発行

- 河野 謙三 栗山 良夫
- 小松 正雄 白川 一雄

○委員長(吉野信次君) 次に栗山委員から付帯決議がお聞きの通り提案になつております。これを議題に供したいと思つております。栗山君の付帯決議に御賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○委員長(吉野信次君) 全会一致と認めます。よつて栗山君提出の付帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

なお、通産産業大臣から発言を求められましたから、これをお許しいたします。

○國務大臣(石橋湛山君) 自転車競技法に關する改正法律案につきましては、非常に御熱心なる御質疑をいただきまして、原案を衆議院修正の通り御可決下さいましたことを厚くお礼を申し上げます。

なお、その付帯決議として、ただいま御説明を承りました三カ条については、十分政府として了承いたしました。御期待に沿うように努力いたしますから、どうぞ今後ともその点についても一つ御協力をお願いいたして、簡単でございますが、ごあいさついたします。

○委員長(吉野信次君) 本日はこれにて散会をいたします。

午後一時十九分散会

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局